

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●勤務時間の概要(標準的なもの) (令和6年4月1日現在)

開始時刻	休憩時間	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

(注) 施設などでは、時差勤務の場合があります

●休暇制度の概要・種類等 (令和6年4月1日現在)

休暇の種類		制度の概要		
有給 主な特別休暇	年次有給休暇	1年につき最高20日間付与される(前年度からの繰越分を含めると最高40日間)		
	病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、その治療に専念させるために原則90日以内を付与(心疾患、脳血管疾患、悪性新生物及び妊娠に起因する疾患は180日以内)		
	産前産後	出産予定日6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産後8週間を経過する日までの期間に付与される		
	妊娠中または出産後の職員の健診	妊娠中または出産後1年以内に健康診査を受ける場合、1回につき1日の範囲内で必要と認める時間付与される 妊娠6月まで 4週間に1回 妊娠7月から9月まで 2週間に1回 妊娠10月から出産まで 1週間に1回 産後1年まで その間に1回		
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間付与される		
	子の看護	中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合に1年につき5日(子が2人以上の場合10日)の範囲内で付与される		
	生理	生理日における勤務が著しく困難な場合、3日の範囲内においてその都度必要と認める期間付与される		
	忌 引	死亡した者		日 数
		配偶者		10日
		父 母 (一親等の直系尊属)	血族7日	姻族3日
		子 (同 卑属)	同 5日	同 1日
		祖父母 (二親等の直系尊属)	同 3日	同 1日
		孫 (同 卑属)	同 1日	—
		兄弟姉妹 (二親等の傍系者)	同 3日	同 1日
		伯叔父母 (三親等の傍系尊属)	同 1日	同 1日
	結 婚	結婚に際して7日の範囲内で付与される		
	妻の出産	妻の出産に際して2日の範囲内で付与される		
	男性職員の育児参加	妻の出産に際してその産前6週間(出産に係る子以外の子がある場合のみ)から産後8週間の期間に、出産に係る子または中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、1年につき5日の範囲内で付与される		
	不妊治療のための休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合に、1年につき10日間の範囲内で付与される		
	社会貢献活動への参加	災害発生時における被災者への支援活動や役員としてPTA活動などに参加する場合に、1年につき5日の範囲内で付与される		
	介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に6カ月範囲内での付与される(最大3回まで分割可能) なお、6カ月の範囲内で1回限り更新可能		
無給	組合休暇	職員組合等の活動に従事する場合に付与される		
	育児休業	子の育児のため、当該に係る子の出生の日から3年以内の期間を承認される		
	部分休業	小学校就学前までの子を養育する場合に、1日につき2時間以内で承認		
	配偶者同行休業	3年を超えない範囲内において、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度		

●年次有給休暇の取得状況(平均取得日数)

令和5年度	令和4年度
14.8日/人	14.4日/人

●育児休業の取得状況

令和5年度	令和4年度
65人	49人

●部分休業の取得状況

令和5年度	令和4年度
18人	20人

●時間外勤務の状況(1人当たり月平均時間外勤務時間)

令和5年度	令和4年度
10.6時間/月	10.9時間/月

(注) 時間外勤務手当の支給対象者の平均時間数です。(事業支弁分含む)